

Jリーグ準加盟クラブ 募集要領

2006年3月9日

(財)日本サッカー協会
(社)日本プロサッカーリーグ

Jリーグ準加盟クラブ 募集要領

はじめに

日本サッカー協会(JFA)とJリーグは、「Jリーグ将来構想委員会 第一回報告」に基づいて、Jリーグ準加盟クラブを募集します。その際、本「募集要領」および「書式A」は、都道府県協会を通じてクラブに配布します。これはクラブがJリーグを目指すことについて、まずは確実に、都道府県協会の承認を受けるようにするための措置です。各協会におかれましては、ぜひご理解ご協力賜りたく、お願い申し上げます。

準加盟クラブとは

新たに「Jリーグ準加盟」制度を創設し、J2入会を目指すクラブで一定の基準を満たしたものを「Jリーグ準加盟クラブ」と認定する。本制度はJFL所属クラブだけでなく、地域リーグまたは都道府県リーグ所属クラブも対象とする。また、今後は、「準加盟クラブ」のみにJ2入会を認めるものとする。

JFAとJリーグは「アドバイザー・チーム」を設置し、準加盟クラブがJ2入会基準を満足できるよう、積極的に支援する。

J2入会を目指すクラブは次頁に示す基準を満足すれば、「Jリーグ準加盟クラブ」と認定される。JFLや地域リーグのクラブだけでなく、都道府県リーグのクラブにも、準加盟クラブとなる資格が与えられる。JFAとJリーグは「アドバイザー・チーム」を設置し、準加盟クラブがJ2入会基準を速やかに実現できるよう、積極的に支援する。JFAとJリーグは準加盟クラブの申請を随時受け付け、年4回の審査機会を設ける。

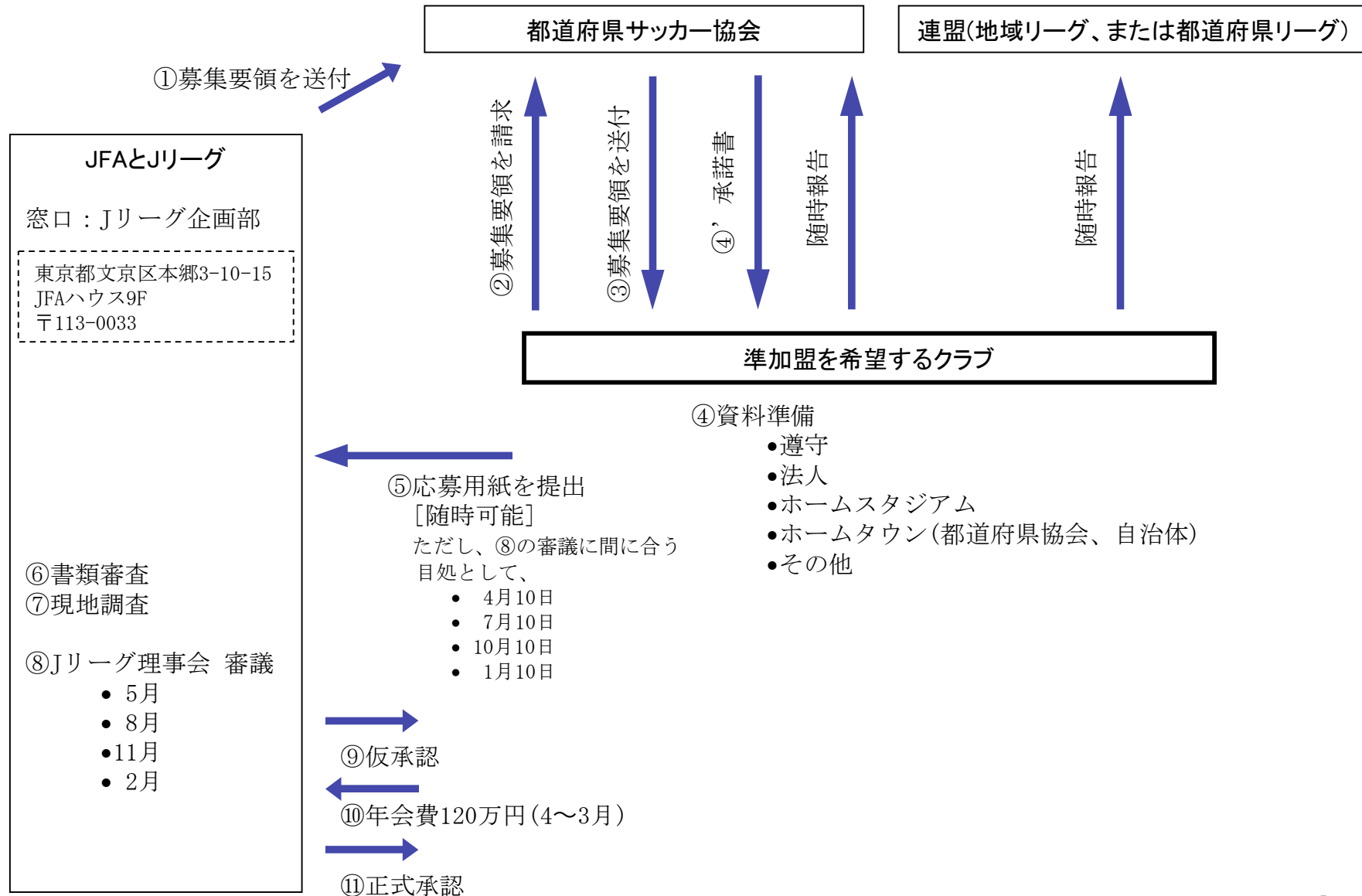
Jリーグは2005年シーズンに、関西および九州地区における観客増のため、両地域のJクラブに地元メディアとの協力方法等を助言し、大きな成果を収めた。本件の「アドバイザー・チーム」は、こういったプロクラブ経営ノウハウを、より積極的かつ広範に活用するものである。

なお都道府県協会は、同協会に所属するクラブが準加盟認定を受けた場合、そのクラブをできるだけ速やかに都道府県リーグ1部に参加させる優遇措置をとるものとする。

Jリーグ準加盟クラブの資格要件

<p>遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会、Jリーグの諸規程を遵守すること。
<p>法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本法に基づき設立された公益法人、特定非営利活動法人、または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有するものが保有する株式会社であること。 ● 上記の法人は、サッカークラブの運営を主たる業務としなくてはならない。 ● クラブの経営状態が適正であること。 ● 常勤役員1名以上、常勤スタッフ2名以上。 <ul style="list-style-type: none"> － 財務管理体制が確立されていること。
<p>ホーム スタジアム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームタウン内に、下記のスタジアムを、確保できる。 <ul style="list-style-type: none"> － Jリーグ入会までに、入会基準を満たすよう改修される見込みがある。 － 現在所属しているリーグ戦のホーム試合は、相当程度スタジアムで開催できる。
<p>ホームタウン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来Jリーグを目指すことを、所属する都道府県協会が承認している。 ● ホームタウンの自治体が、Jリーグを目指すクラブを応援する姿勢を文書で示している。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● JFL、地域リーグまたは都道府県リーグに参加していること。 ● 相当数の企業の支援が得られる見込みがある。 ● 練習場を確保している。 ● 都道府県リーグ所属クラブは、JFA「Jリーグ加盟を標榜するクラブに対する優遇措置」の利用を、具体的に計画していること。 ● その他Jリーグが必要と認める事項。

準加盟クラブ 申請から承認までの流れ



準加盟申請にあたっての注意点

申請に当たって

(p.4「準加盟クラブ申請から承認までの流れ」の解説)

- Jリーグ企画部が、JFAとJリーグ側の窓口となる。
- ②③ クラブは、所属する都道府県サッカー協会から、募集要領を受け取る。
- クラブは、次ページの資料を準備する。
- ⑤ クラブは準備が整い次第、いつでも申請することができる。
但し5、8、11および1月のJリーグ理事会に間に合わせるための締め切りは、それぞれ前の月の10日となる。
- ⑥ Jリーグは、書類審査に合格したクラブについて、現地調査を実施することがある。
- ⑩ 準加盟の仮承認を受けたクラブは、その月の末日までに年会費を支払う。
年会費は120万円で、年度末(3月)までの残期間分(月割り)を支払う。
- クラブは適宜、所属する都道府県サッカー協会および連盟に、手続きの進捗を報告する。

準加盟クラブの権利と義務

- (1) クラブは、活動全般について、Jリーグにアドバイスを求めることができる。
- (2) クラブは、Jリーグが開催する会議や研修等に、Jリーグの許可を得て、オブザーバー出席することができる。
- (3) クラブは、Jリーグ・アカデミーが開催する大会やイベント等に、Jリーグの許可を得て、参加することができる。
- (4) クラブは、名刺や印刷物に、「Jリーグ準加盟クラブ」と表記することができる。但しJリーグのロゴマーク等、Jリーグ・プロパティを使用することはできない。
- (5) クラブは、財務諸表と活動レポートを毎月、Jリーグに提出しなければならない。
- (6) クラブはJリーグに対し、前項のほかにJリーグが指定した書類を、定められた期日までに提出しなければならない。

申請に当たってクラブが提出すべき資料

項目	書類	備考
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● Jリーグ準加盟申請書 ● クラブからJリーグ宛の誓約書 	添付(書式A、書式B)を使用。
法人	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社定款 ● 登記簿謄本 ● 株主名簿(出資額を明示) ● スポンサー名簿(主要20社。金額を明示) ● 会社組織図 ● 役員全員の略歴(常勤、非常勤の別を明示) ● 従業員名簿(氏名、年齢、雇用形態、職責) ● 貸借対照表(過去3期) ● 損益計算書(過去3期) ● 資金繰り表(過去3期) 	公益法人、NPO法人の場合、左記に準じる書類を提出すること。
ホーム スタジアム	<ul style="list-style-type: none"> ● スタジアムが発行しているパンフレット ● 最近3年間の使用実績 ● Jリーグ基準に満たない箇所と、その改修見通しを説明する文書 	書式は自由。
ホームタウン	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県協会の承諾書。支援する内容が明記されていること ● ホームタウン自治体の支援文書 	書式は自由。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督、スタッフ名簿(報酬額を明示) ● 選手名簿(契約種別、報酬を明示) ● チームの活動状況(試合と練習の頻度。練習場の資料など)を説明する資料 ● その他、クラブをPRする文書、資料など 	書式は自由。

以上